

青森公立大学地域連携センター長の選考等に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日

規程第 61 号

改正 平成 23 年 3 月規程第 6 号

改正 平成 27 年 3 月規程第 15 号

改正 平成 31 年 3 月規程第 12 号

改正 令和 4 年 11 月規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森公立大学地域連携センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考方法)

第 2 条 学長は、センター長予定者を選考し、人事委員会に諮る。

2 前項の選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会が行う。

3 人事委員会は、前項の規定によりセンター長の選考に係る審議を行うにあたっては、教育研究審議会の意見を徴しなければならない。

4 理事長は、理事会の議決を経て、センター長を任命する。

(選考の時期)

第 3 条 センター長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

2 センター長の選考は、前項第 1 号に該当する場合においては任期満了の 1 月以前に、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合においては辞任の申出があったとき又は欠員になったときに速やかに行う。

(センター長の任期)

第 4 条 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に定年退職又は公立大学法人青森公立大学特任教授嘱託規程第 5 条若しくは公立大学法人青森公立大学教育担当特別教授嘱託規程第 5 条に規定する委嘱期間満了（以下、「定年退職等」という。）となるセンター長の任期は、正規の任期にかかわらず、定年退職等の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は前項ただし書きに該当する場合の新たなセンター長の任期は、前任者の正規の任期の残任期間とする。

(教授会への報告)

第5条 学長は、センター長予定者の選考をしたときは、当該予定者について、速やかに青森公立大学学部教授会及び青森公立大学研究科教授会に報告するものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(最初のセンター長の選考等に関する特例)
- 2 この規程の施行の日後最初のセンター長については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、学長の推薦に基づき理事長が任命する。

附 則 (平成23年規程第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(青森公立大学地域研究センター長の選考等に関する規程の一部改正に伴う経過措置)
- 9 この規程の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の青森公立大学地域研究センター長の選考等に関する規程に規定する手続に基づき施行日以後における地域研究センター長として選考された者は、施行日に同項の規定による改正後の青森公立大学地域連携センター長の選考等に関する規程に規定する手続に基づき地域連携センター長に選考されたものとみなす。

附 則 (平成27年規程第15号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第12号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第18号)

(施行期日)

この規程は、令和4年11月1日から施行する。